

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成26年9月17日

宇治市監査委員

池内光宏

小山茂樹

森真二

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成25年度上下水道部の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成26年6月4日から同年7月18日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、上下水道部下水道計画課、下水道建設課及び下水道管理課における事務事業のうち、主として平成25年4月1日から平成26年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

補助金支出状況（下水道計画課・下水道管理課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況

賃借料支出状況（下水道計画課・下水道管理課）

水洗便所改造資金融資あっせん状況（下水道計画課・下水道管理課）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 下水道計画課  
特になし。

2 下水道計画課・下水道建設課  
特になし。

3 下水道計画課・下水道管理課

(1) 委託料支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 工事請負費支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 賃借料支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査等において、複数年度に渡る土地賃貸借契約について、債務負担行為の設定又は契約条項中に解除規定のないものが見受けられたと指摘した点については、今回も一部に同様の状況が見受けられた。改善に努められたい。